

令和2年11月16日

保護者 様

千葉県立船橋古和釜高等学校
校長 秋葉 美浩

学校における感染対策ガイドラインによる出席停止等の取扱いについて

立冬の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。毎朝の登校前の検温及び風邪症状の確認、健康観察カードへの記入・提出に御協力いただき大変有り難うございます。

さて、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にありますが、県立学校では通常通り授業を行います。今一度、下記について御確認いただき、引き続き、学校における感染対策に御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

特に、4～6にありますように、「同居する家族」に発熱や風邪症状等が見られる場合にも、出席停止となることに御留意願います。また、それぞれのケースにおいて学校へ電話連絡等する場合は、御面倒でも原則保護者の方からクラス担任へ直接連絡いただきますようお願いいたします。

下記に該当しないようなケースや判断に迷うケースがあった場合には、躊躇することなくクラス担任まで御相談ください。

記

- 1 感染が判明した場合**
治癒するまで**出席停止**
- 2 濃厚接触者に特定された場合**
保健所が自宅待機などを求めた期間（感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から2週間が基本）**出席停止**
- 3 発熱や風邪症状が見られる場合**
出席停止
- 4 生徒には症状等はないが、同居する家族に発熱や風邪症状等が見られる場合**
感染経路の不明な感染者数が増加している地域では**出席停止**とすることが可能
- 5 同居する家族が濃厚接触者に特定された場合**
PCR検査等の結果が判明するまで**出席停止**とすることが可能
- 6 生徒又は同居の家族が濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けた場合**
PCR検査等の結果が判明するまで**出席停止**とすることが可能
- 7 生徒に症状等はないが保護者から学校を休ませたいと相談された場合**
例えば、感染経路不明の患者が急激に増えている地域である等により、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合は、その他校長が必要と認める場合は**公欠**